

若 さ・情 熱・実 行

とし お せいみや利男 まちづくり レポート

令和元年6月15日 発行／せいみや利男後援会事務所

東金市丹尾150

TEL.0475-52-7015

FAX.0475-52-7016

市民ファーストのまちづくり

日頃から市民の皆様には、ご支援・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

皆様のお力添えのもと、平成29年4月から平成31年4月までの2年間、市議会議長の任を務めさせていただきました。

おかげ様で、この2年間、市議会の代表として、様々な団体の会合やイベント等に出席させていただき、多くの皆様から貴重なご意見を拝聴できたことは、私の政治理念である「市民ファーストのまちづくり」を進めて行く上で、大きな財産となりました。

時代は、東日本大震災など自然災害が多発した「平成」から「令和」へと移り変わりましたが、これまでの経験を糧といたしまして、**今後も豊かな自然と様々な産業を活かしつつ、医療や子育て・福祉分野の施策などの充実を図り、誰もが生きがいを感じながら賑わいのあるまちとして成長して行けるよう、地域の皆様と共に努力して行かなければならないと考えております。**

令和の時代が、良い方向に進んで行けるよう全力で取り組んでまいりますので、引き続きご指導・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

東金市議会議員 **せいみや利男**



東千葉メディカルセンターの損益収支について (千葉県から30億円の追加財政支援)

平成30年度の損益収支は、救急搬送の受入れ、入院・外来患者数も前年度に比べ大幅に増加し増収となり、地域における中核病院としての位置付けは確立しつつありますが、材料費や人件費などの支出も増加しておりまして、単年度収支につきましては17億7,300万円の黒字となる見込みです。また、累積赤字額は39億3,000万円となる見込みです。

黒字になった理由は、3月に千葉県から30億円の追加財政支援を頂いたことによるもので、これを考慮しない場合の単年度収支は12億2,700万円の赤字となります。また、累積赤字額は69億3,000万円です。

今の現状を簡単に言えば、毎月1億円の赤字、看護師確保に年間1億円の支出となります。

県から措置されました30億円の追加財政支援は、東千葉MCの赤字構造の解消といった、根本的な解決には繋がっておりません。そこで、設立団体といたしましては、安定的かつ持続的に運営していくには、千葉県をはじめとする関係機関の共有を図り、共に東千葉MCの経営改善や累積赤字の解消に向けた取組を提起・要望しています。



東金市・安曇野市
友好都市締結記念植樹式



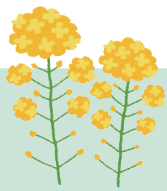
山武郡市議会議長会 議員研修会



ドリーム・ベースボール



東金市消防ポンプ操法大会



国民健康保険の広域化（県単位化）

国民健康保険（国保）の財政改善に向けた見直しが、平成30年4月からスタートしました。

国保の運営が全ての市区町村に義務付けられたのは昭和36年（1961年）からで、被用者保険に入る会社員以外を全て加入させることで、国民皆保険の土台となりました。それから半世紀以上が過ぎて、財政の運営主体を都道府県に移すのは、加入世帯の職業別割合が変わったことが大きな要因であります。

当初の加入者は自営業者や農家などが7割近くを占めていたのですが、今では年金暮らしの高齢者や比較的所得の低い非正規社員などが、加入者約3千万人の8割近くに達するようになりました。その結果、国保財政の赤字の総額は平成28年度で年間1,500億円にのぼり、単年度赤字の自治体は一般会計からの財源の繰入で補っていました。

特に小さな市区町村は、医療費の増減が激しいといった問題を抱えていて、国保財政は不安定でした。そこで財政の責任主体を都道府県へ移管（広域化）して、「財政の財布」を大きくすることで、こうした変動を抑える効果が期待されています。

政府は、財政支援を拡充し年間3,400億円の公費を投じていますが、今後も高齢化などで医療費は膨らむ見込みのため、公費を投じるだけでは赤字体質が抜本的に改善されるわけではありません。

平成30年度の東金市の国保税率は引き下げられましたが、政府は医療費そのものの抑制にも力を入れていく方針で、無駄な給付をやめたり、支払能力に応じて医療費の窓口負担を増やしたりするなど、痛みの分配も避けて通れません。

また、年金制度は少子高齢化が進んでも過度に現役世代の負担が増えないように、物価の上昇に比べて年金給付の増額を抑える「マクロ経済スライド」という仕組みが導入されています。

東金市の現状は、国保加入世帯の約8割が所得200万円以下の世帯で、滞納世帯率は18.3%と県内で9番目に滞納が多く、さらに滞納世帯に対する資格証明書の発行は県内で13番目に多い状況です。こうした生活弱者の方々に手を差し伸べることが政治だと思います。引き続き、国と県に対しまして保険税抑制のため財源の繰入を要望してまいります。

公的年金の受給開始 遅らせると得？

公的年金（厚生年金・国民年金）を受け取り始める時期は60～70歳の間で選べますが、受け取り始めを遅くするメリットは大きいのでしょうか。

厚生労働省は、働く期間と年金を受け取り始める年齢によって年金額がどのくらい変わるのか、複数のモデルケースで試算をしました（右図）。試算した結果、月10万円以上増えるケースもあります。

今の制度で公的年金の受給開始は65歳が基本ですが、60～70歳の間で選ぶことができます。66歳以降は1ヵ月単位で遅らせることができ、1ヵ月ごとに年金額は0.7%ずつ増えます。70歳を選べば42%増になります。仕組みから言えば、平均寿命まで生きた場合にもらえる総額は、何歳からもらい始めてもほぼ同じ金額です。この平均寿命より早く死亡すれば、年金をもらい損ねるリスクがあります。また、年金額が一定水準を超えると所得税の課税対象となり（下欄）、手取り額に影響します。受給開始前に死亡した場合には、家族に一時金が支給されます。

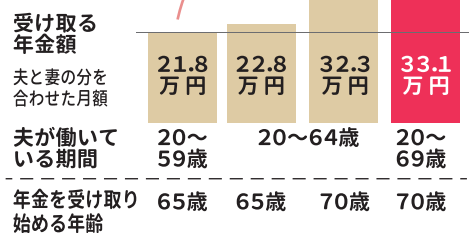
受給開始を遅らせる人は、当面の生活資金に困らない収入に余裕のある人が多いそうです。遅らせれば年金が増えるという考え方もありますが、制度を理解したうえで将来の生き方も考えて、冷静に判断してください。

判断材料として、日本年金機構が運営する「ねんきんネット」を活用することで、受給開始年齢や今後の収入額などを変えて、自分の年金額を試算してみるのもいいでしょう。

年金の額、どう変わる？（厚労省試算）

モデルケースの前提

- ・夫が会社員、妻が専業主婦
- ・夫の収入
20～59歳は、月42.8万円
60～64歳は、月35.1万円
65～69歳は、月30.5万円



年金にかかる所得税、申告書を提出し税額圧縮

高齢者の暮らしを支える年金にも、一定額以上を受け取ると所得税がかかります。

年金額が65歳以上で年158万円以上、64歳以下で年108万円以上の人に対し、日本年金機構から8月下旬以降に「扶養親族等申告書」が送付されます。この金額未満の方々や、遺族年金、障害年金の方々には所得税はかからないので、申告書は送られてきません。届く人は年金受給者のおよそ4人に1人です。

この申告書を提出しないと、所得税額の計算で不利になります。基礎控除や配偶者控除、公的年金等控除などが適用されず、課税対象額が大きくなってしまいう上、税率も約5%ではなく、2倍の約10%で計算されてしまいます。

ただし、申告書を提出しなかった場合も、確定申告をすれば払い過ぎた税金を取り戻せます。2ヶ月に1度の年金額が少ないことで、生活に響くケースもあると思います。本来もらえる金額を最初から受け取るためにも放置せずに、毎年必ず申告書を提出していただきたいと思います。



プロフィール

昭和33年 1月15日生まれ
昭和45年 東金市立丘山小学校卒業
昭和48年 東金市立東金中学校卒業
昭和51年 千葉県立東金商業高等学校卒業
（サッカー部を創設、初代主将）
昭和55年 立正大学経営学部経営学科卒業
（学園祭実行委員会委員長）
昭和55年 網中産業株式会社入社
平成21年 網中産業株式会社退社
平成29年 東金市議会議員 3期当選



石井参議院議員と

議会経歴

- 東金市議会議長（2期）
- 山武郡市議会議長 副会長
- 文教厚生常任委員会 委員長
- 建設経済常任委員会 委員長
- 東金市農業委員会 委員
- 東金市ガス運営委員会 委員長
- 東金市健康づくり推進協議会 会長
- 子ども・子育て会議 副会長などを歴任
- 現在、東金国際交流協会 理事
東金商業高校同窓会 理事



元榮参議院議員と